

申請必要書類一覧表

作成日：2013年 5月24日
更新日：2025年 4月 1日

建築確認・検査業務

確認申請＜建築物＞

書類名	提出部数	備考
建築確認申請事前調査票	1	正本に添付してください。
確認申請書(建築物)	2 (正、副)	消防署によっては副本(消防署の控え)の提出を求められる場合があります。(消防同意が必要な建築物)
施行規則第1条の3により必要とされる図書及び書類		消防署によっては副本(消防署の控え)の提出を求められる場合があります。(消防同意が必要な建築物)
委任状又はその写し		代理者による申請の場合に必要です。 消防署によっては副本(消防署の控え)の提出を求められる場合があります。(消防同意が必要な建築物)
建築計画概要書	3	消防同意が必要な物件は、3部ではなく2部提出してください。
建築工事届	1	
現地調査表	1	建設地が茨城県内の場合に提出してください。

確認申請＜建築設備＞

書類名	提出部数	備考
確認申請書(昇降機)もしくは 確認申請書(昇降機以外の建築設備)	2 (正、副)	
施行規則第2条の2第1項により必要とされる図書及び書類		
委任状又はその写し		代理者による申請の場合に必要です。

確認申請＜工作物＞

書類名	提出部数	備考
確認申請書(工作物)	2 (正、副)	
施行規則第3条第1項もしくは 施行規則第3条第2項により必要とされる図書及び書類		
委任状又はその写し		代理者による申請の場合に必要です。
築造計画概要書	2	建築基準法第88条第2項の工作物の場合に必要です。

確認申請＜仮使用認定＞

書類名	提出部数	備考
仮使用認定申請書	2 (正、副)	
施行規則第4条の16第2項により必要とされる図書及び書類		
委任状又はその写し		代理者による申請の場合に必要です。

申請必要書類一覧表

作成日：2013年 5月24日
更新日：2025年 4月 1日

建築確認・検査業務

計画変更申請＜建築物＞

書類名	提出部数	備考
計画変更確認申請書(建築物)	2 (正、副)	消防署によっては副本(消防署の控え)の提出を求められる場合があります。(消防同意が必要な建築物)
施行規則第1条の3により必要とされる図書及び書類		消防署によっては副本(消防署の控え)の提出を求められる場合があります。(消防同意が必要な建築物)
委任状又はその写し		代理者による申請の場合に必要です。 消防署によっては副本(消防署の控え)の提出を求められる場合があります。(消防同意が必要な建築物)
直前の確認に要した図書		直前の確認をセンターが実施した場合は、変更となる図書の写しが必要です。 直前の確認をセンター以外の者が実施した場合は、確認申請書類一式の写しが必要です。
直前の確認済証		直前の確認をセンター以外の者が実施した場合に必要です。
建築計画概要書	3	消防同意が必要な場合は2部提出してください。

計画変更申請＜建築設備＞

書類名	提出部数	備考
計画変更確認申請書(昇降機)もしくは計画変更確認申請書(昇降機以外の建築設備)	2 (正、副)	
施行規則第2条の2第1項により必要とされる図書及び書類		
委任状又はその写し		
直前の確認に要した図書		直前の確認をセンターが実施した場合は、変更となる図書の写しが必要です。 直前の確認をセンター以外の者が実施した場合は、確認申請書類一式の写しが必要です。
直前の確認済証		直前の確認をセンター以外の者が実施した場合に必要です。

計画変更申請＜工作物＞

書類名	提出部数	備考
計画変更確認申請書(工作物)	2 (正、副)	
施行規則第3条第1項もしくは施行規則第3条第2項により必要とされる図書及び書類		
委任状又はその写し		代理者による申請の場合に必要です。
直前の確認に要した図書		直前の確認をセンターが実施した場合は、変更となる図書の写しが必要です。 直前の確認をセンター以外の者が実施した場合は、確認申請書類一式の写しが必要です。
直前の確認済証		直前の確認をセンター以外の者が実施した場合に必要です。
築造計画概要書	2	建築基準法第88条第2項の工作物の場合に必要です。

申請必要書類一覧表

作成日：2013年 5月24日
更新日：2025年 4月 1日

建築確認・検査業務

中間検査

書類名		提出部数	備考
中間検査申請書		1	
委任状又はその写し			確認申請時に併せて中間検査に係る委任を受けている代理者の場合は添付不要です。
工事写真 ※検査の特例を受ける場合のみ			1.基礎の配筋の工事終了時(3枚程度) 2.構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時(4枚程度) 3.屋根の小屋組の工事終了時(3枚程度)
軽微な変更説明書		2 (正、副)	施行規則3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合に提出してください。
規則・細則で定められた工事関係報告書・ 建築設備工事監理報告書等		2 (正、副)	特定行政庁が定めている場合に必要です。
建設地が東京都内の場合	建築工事施工計画報告書及び添付書類の写し	1	地階を除く階数が3以上で延べ面積が500㎡超の場合に提出してください。(木造の場合は不要です。)
	建築工事施工結果報告書 ※必要書類の詳細は「東京都内の物件の検査について」をご参照ください。	2 (正、副)	地階を除く階数が3以上の場合に提出してください。

完了検査

書類名		提出部数	備考
完了検査申請書		1	
委任状又はその写し			確認申請時に併せて完了検査に係る委任を受けている代理者の場合は添付不要です。
工事写真 ※検査の特例を受ける場合のみ			1.基礎の配筋の工事終了時(3枚程度) 2.構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時(4枚程度) 3.屋根の小屋組の工事終了時(3枚程度) ※すでに中間検査で提出していただいている場合は不要です。
軽微な変更説明書		2 (正、副)	施行規則3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合に提出してください。
省エネ基準工事監理報告書			建築基準法第6条第1項第3号に規定する建築物については不要です。
規則・細則で定められた工事関係報告書・建築設備工事監理報告書等			特定行政庁が定めている場合に必要です。
都市緑地法第43条第1項による認定書の写し			都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合に必要です。
建設地が東京都内の場合	建築工事施工結果報告書 ※必要書類の詳細は「東京都内の物件の検査について」をご参照ください。		地階を除く階数が3以上の場合に提出してください。
	建築設備工事監理状況報告書		
	建築設備概要書		
	建築設備工事監理状況調書		
	昇降機工事監理状況報告書		・併願申請となっている昇降機(ホームエレベーターなど)がある場合も提出してください。
	昇降機工事監理状況調書		・建築物に設けるもの若しくは工作物で観光のためのもので書式が異なるのでご注意ください。
	遊戯施設工事監理状況報告書		
遊戯施設工事監理状況調書			

申請必要書類一覧表

作成日：2013年 5月24日
更新日：2025年 4月 1日

建築確認・検査業務

各種届出

書類名	提出部数	備考
記載事項変更・誤記訂正届	2 (正、副)	
取下げ届		
名義変更届		直前の確認済証の原本を提示してください。
工事監理者・施工者の決定(変更)届出書		
工事施工者の決定(変更)届出書※1		
工事取止届		直前の確認済証の原本を提示してください。

※1 工作物の場合の書式です。

各種交付証明書

書類名	提出部数	備考
確認済証交付証明申請書	2 (正、副)	申請時に本人を確認できる書類を提示してください。※2
中間検査合格証交付証明申請書		申請時に本人を確認できる書類を提示してください。※2
検査済証交付証明申請書		申請時に本人を確認できる書類を提示してください。※2

※代理者が申請する場合には、委任状が必要です。

※2 本人確認書類・・・運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(写真付き)等